

船舶事故調査報告書

平成27年6月4日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 庄司邦昭（部会長）
 委員 小須田 敏
 委員 根本美奈

事故種類	乗組員負傷
発生日時	平成26年10月25日 11時45分ごろ
発生場所	青森県六ヶ所村むつ小川原港東方沖 陸奥塩釜灯台から真方位074°24.5海里付近 （概位 北緯40°55.00′ 東経141°55.00′）
事故調査の経過	平成26年10月30日、本事故の調査を担当する主管調査官（仙台事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 第六十二 ^{げんえい} 源榮丸、184トン 141840、八戸機船漁業協同組合 34.40m (Lr) × 7.10m × 3.15m、鋼 ディーゼル機関、735kW、平成24年12月25日
乗組員等に関する情報	船長 男性 55歳 四級海技士（航海） 免許年月日 平成元年12月15日 免状交付年月日 平成26年10月2日 免状有効期間満了日 平成32年3月13日 甲板員A 男性 58歳
死傷者等	重傷 1人（甲板員A）
損傷	なし
事故の経過	本船は、船長、漁労長、機関長及び甲板員Aほか4人が乗り組み、むつ小川原港東方沖の漁場において、いか一本釣り漁の操業を行うため、船首からパラシュート形シーアンカー（以下「パラアンカー」という。）の投入作業を開始した。 船長は、船首甲板中央部で中腰の姿勢で立ち、船首甲板両舷側に装備されたリールウインチの操作を行っていた機関長に指示を出しながら、船首甲板右舷側のリールウインチから繰り出される曳 ^{えい} 索を甲板上から持ち上げて、船首方に向けて送り出す作業を行っていた。（写真1参照）

右舷側



左舷側

船首方

写真1 船首甲板両舷側に装備されたリールウインチ

甲板員Aは、ゴム手袋をはめて船首端の右舷側に立ち、曳索が通された船体の振止め用ワイヤロープ末端のアイにつないだロープ（以下「本件ロープ」という。）をハンドレールの支柱に巻き付け、同ロープを右手で保持し、波やうねりで曳索が急激に海中に送り出されないようにしていた。（図1、写真2、3、4参照）

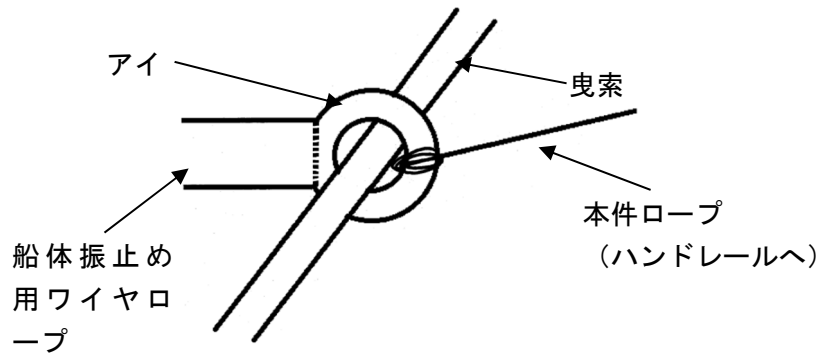


図1 本件ロープの状態（概略図）



ハンドレール

アイ

写真2 船体の振止め用ワイヤロープ末端のアイ及びハンドレール



写真3 本件ロープを保持した状況

写真4 本件ロープを保持した状況（拡大）（ロープの巻付け方は時計回り）

甲板員Aは、曳索がほぼ全て海中に投入され、パラアンカーの投入作業の終了が近づき、本船が安定した状態となり、船体の振止め用ワイヤロープが海中に投入され始めたので、本件ロープを放そうとしたが、平成26年10月25日11時45分ごろ、はめていたゴム手袋が巻き付けていた同ロープ間に挟まれ、右手の指が締め付けられた。

船長は、船尾方を向いてリールウインチから曳索が送り出される状況を見ていたが、甲板員Aの声が聞こえて振り返ったところ、甲板員Aがぼう然と立ち、着用していたゴム手袋が本件ロープに挟まっているのが見えたので、船首端に赴き甲板員Aの負傷状況を確認し、応急処置を施した後、甲板員Aを船尾甲板にある待機小屋に移動させた。

本船は、漁労長が会社へ事故発生の連絡を行った後、操業を中断して八戸港へ帰港し、甲板員Aは、ドクターカーで病院へ搬送され、右示指、右中指及び右薬指の切断と診断された。

気象・海象

気象：天気 曇り、風向 南、風力 2～4、視界 良好
海象：波向 南、波高 約1.0～1.5m

その他の事項

本件ロープは、直径約20mmの合成繊維製であり、通常、同ロープを時計回りにハンドレールの支柱に巻き付け、手を放せばハンドレール支柱を反時計回りにほどかれるようにしていたが、甲板員Aは、本事故当時、同ロープを反時計回りに巻き付けていたので、同ロープが同支柱を時計回りにほどかれることとなり、手を放すのが遅れた場合、同ロープ同士に挟まれやすかった。

本船は、本事故当時、パラアンカーの投入作業に影響する大きな船体動揺は生じていなかった。

本船のリールウインチには、故障や不具合はなかった。

船長は、漁労作業を行う際は、ふだんから自分の手元及び周囲の安全を十分に確認するように乗組員に指導していた。

甲板員Aは、いか釣り漁船の乗船経験が約40年あり、本件ロープによる作業を何度も経験しており、本事故当時、パラアンカーの投入作業の終了が近づいた上に、本件ロープの作業に慣れていたこともあって気が緩んでいたと思った。

	甲板員Aは、上下の合羽及びゴム長靴を着用していたが、ヘルメット及び救命胴衣を着用していなかった。
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析	あり あり なし 本船は、むつ小川原港東方沖において、パラアンカーの投入作業中、甲板員Aが、本件ロープをハンドレールの支柱に反時計回りに巻き付けて右手で保持し、曳索の投入作業の補助を行っていた際、同ロープから右手を放すのが遅れたことから、右手指が同ロープ同士の間で挟まれて負傷した可能性があると考えられる。 甲板員Aは、曳索がほぼ全て海中に投入され、パラアンカーの投入作業の終了が近づいたこと、本件ロープの作業に慣れていたことから、気が緩み、本件ロープから右手を放すのが遅れた可能性があると考えられる。
原因	本事故は、本船が、むつ小川原港東方沖において、パラアンカーの投入作業中、甲板員Aが、本件ロープをハンドレールの支柱に反時計回りに巻き付けて右手で保持し、曳索の投入作業の補助を行っていた際、同ロープから右手を放すのが遅れたため、右手指が同ロープ同士の間で挟まれたことにより発生した可能性があると考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none"> ・ロープをハンドレールに巻き付ける作業を行う際は、巻き付ける方向を十分に確認するとともに、手元の状態を常に確認しながら行うこと。